

『現観莊嚴論』から見た善と悪

谷口富士夫

(名古屋大学)

一 問題の所在

現代が抱える様々な問題を仏教の観点から眺めるとき、大きく分けて二つの立場が考えられよう。一つは、仏教に機軸を置いて、そこから現代の問題を解釈し、仏教の原則に基づいてその問題への対応を考えるという立場である。もう一つは逆に、現代の問題のほうを中心に置いて、それと関連する仏教の中の要素に照明を当てつつ、仏教的考え方をその現代の問題の解決の参考にするという立場である。

もちろん現実には現代日本で第一の立場を貫くことは難しい。とりわけ仏教の原点ともいうべきインド仏教は、背景となった時代も文化も現代日本とは全く異なっているので、個人レベルでそれを指針としているごく一部の人のみならず、多くの日本人にとっては、現代の問題に対処するための基準としてインド仏教を選ぶ必然性がないからである。つまり、何事をも相対化することに慣れて、いかなるものにも権威を置かない人々にむかって、ただ単に「仏教ではこう考えているからそれに従うとよい」と主張しても、説得力がないからである。その意味で、現代日本の問題を仏教の観点から眺めるとき、おのずと立場は第二のものとなる。

そのような観点から現代日本の「善と悪」の問題を考えると、殺人という悪を取り上げることに意味があると思われる。その理由の一つは、現在まだ裁判で抗争中のため真相が明らかになっていないとはいえず、オウム真理教がサリンによる無差別テロを実行した背景に、麻原彰晃教祖（松本智津夫被告人）の思想が絡んでいると思われるからである。伝えられるところによれば、サリンの散布は人類救済計画実現の一方法であると考えられていた。つまり人を殺すことは、究極的にはその相手のためになるという、いわば利他殺人の思想がそこにあったからである。⁽¹⁾このような発想のもとが、すでに瑜伽行学派の『菩薩地』⁽²⁾に見られ、さらに行タントラ所属の『大日経』⁽³⁾や無上瑜伽タントラ所属の『秘密集会タントラ』⁽⁴⁾などに受け継がれていることは、仏教研究者にとって周知のことであるが、それを文字通りに受け取って実行するような人間が現れることは予想していなかった。

また、殺人という悪を問題として取り上げるもう一つの理由は、神戸の中学生による連続殺害事件が世間を騒がせた直後、テレビにおいて一人の少年が「なぜ人を殺してはいけないのか？」という質問を投げかけたことにある。⁽⁵⁾その際に大人の側からそれに対する満足な説明が出なかったこの質問は、神戸の事件そのものに勝るとも劣らぬ衝撃を世間に投げかけた。おそらく我々、大部分の大人たちは社会性を身につけるプロセスにおいて、改めてそのような問いかけをするまでもなく当然のこととして人を殺してはいけないと「感じる」ように育っており、「なぜ人を殺してはいけないのか？」と疑問を投げかけること自体、すでに感覚的に異なった人間であることの証明を突き付けられているように思われたからである。

したがって小論は、以上の二点、すなわち、相手のためになるような殺人、利他殺人はあり得るのだろうかということと、殺人を何故してはいけないのかということについて、仏教とりわけ『現観莊嚴論』を参考にした私見の披露

であり、それに対する多くの批判を期待するものである。

二 仏教における不殺生の根拠

『現観莊嚴論』の立場から殺人の問題について考える前に、まず、そもそも仏教はなにゆえに殺生を禁止してきたかについて確認したい。大雑把な考察ではあるが、とりあえずパーリ語仏典を資料として、仏教の開祖である釈尊がどのような見地から殺生を捉えてきたのかを見ていこう。

相应部經典三、八「マツリカー」には次のような話が紹介されている。

コーサラ国の王パセーナディはマツリカー夫人に向かって、「自分よりも愛しい者があるか」と尋ねた。それに対して夫人は「ない」と答えている。王は仏陀にことのいきさつを報告すると、仏陀はそれに対して教えを訓示した。誰にとっても自分よりも愛しい者はない。だから、自分の愛しいことを知った者は、他の者を害してはならない、と。同種の訓戒は『ダンマパダ』第一二九偈、第一三〇偈や『ウダーナヴァルガ』第五章第一八偈、第一九偈などにも見られる。

以上のように、釈尊にとって殺生を禁じる根拠は、自らが苦しみに感じることを他者に行なってはならないということにある。他者を理解するのに、自分自身との類推によって推理するというこの考え方は、仏教の基本的な考え方であり、後世の文献においても見られる。

時代ははるかにくだるが、たとえばダルマキールティは、『他の心相続の存在証明』*Santamantassiddhi*の中で、外界实在論を批判しつつ、唯識派の立場から他者の心の存在を説明する。しかし外界实在論の立場と唯識派のどちら

においても、他者の心の存在は自分自身との類推によって推理されると、ダルマキールティは考えている。⁽⁶⁾

では、他者を理解するのに自分自身との類推によって推理して、殺生をしないという、ある意味簡単そうに思われることがらが、必ずしも簡単ではないのは何故であろうか。ここには、自分自身を知るという一見簡単そうだが、実はそうではないという、実践上の問題があるものと思われる。

釈尊が「自己」を重んじたことは、いわゆる「自燈明、法燈明」の教えからも知られる。また、釈尊が成道してまだ時を経ないときのエピソードとして、次のような出来事が律文献に伝えられている。

三十人の若者が森で遊んでいたとき、遊女が彼らの荷物を取って逃げた。そこで遊女を捜している彼らの目に、木の下で瞑想している釈尊が映り、釈尊が遊女を見たかどうか尋ねた。すると釈尊は「女を捜すのと同じを探すのとは、どちらが重要なことか」と問うた。彼らが「自己を探すことのほうが重要だ」と答えると、釈尊は説法を始め、若者たちは弟子になった。⁽⁷⁾

先に、釈尊が殺生を禁じた根拠が、自らの苦しみに感じることを他者に行なってはならないということにあることを確認した。そのことを踏まえたうえで、この律文献に伝えられているエピソードを見ると、われわれ凡夫はふだん自己というものを実はよく知っていないのではないかという思いをいだかされる。そして、それゆえに、われわれ凡夫は自分自身との類推によって他者の心を知るということも、ふだんは困難な状態にあるのではないかと思われるのである。

その点に関して、実際に殺人を犯した人物が、「自己」とのかかわりでその罪を後にどのように考えるようになったかを知るとは、我々にとって大いに参考になると思われる。

三 自己を知る

最近は殺人を犯した人物による手記などが多く発行されている。それらの中で、きわめて哲学的で異彩を放っている、陸田真志被告人と池田晶子氏の共著『死と生きる』と、タイトル自体が今我々が考察しているテーマと深い関係を示唆している、故木村修治死刑囚の『本当の自分を生きたい』の二つを参考に、殺人犯と自己との関わりについて見ていきたい。

まずは、殺人などの罪で起訴された後、池田晶子氏の著作やプラトンの著作などを通じて哲学に目覚めた陸田真志被告人が、自分の犯した罪についてどのように感じているか見ることにしよう。陸田真志被告人は、一九九五年一月、東京五反田のSMクラブの経営者と店長を同僚二人と共に謀して殺害し、強盗殺人などにより東京地方裁判所にて死刑判決を受け現在控訴中であるが、池田晶子氏との往復書簡（『死と生きる』新潮社）の中で、次のように語っている。

それら（ソープや売春などの「必要悪」、筆者注）は個々の人間が決める事とはいえ、その「誘い」の元が作る事は絶対にできませんし、又、生前は確かに私と同じ、その仕事をしていた被害者の御二人も、私が殺さなければ、彼らの魂、精神もその仕事の間違いにいつかは気付き、辞める日が来たかもしれない事を思えば、私が思う事によって在る彼らの魂の為に、それはできません。……（平成十年四月二十日、二二頁）

今、私が若い人間（私もたかだか二十七ですが）、特に昨今、頻発する中高生の犯罪などについて思うとすれば、やはり彼らの「考え」の無さ、それも相手以前に自分自身に対する思慮の無さです。それは私も含めた社会

全体にも言える事です。大人も自分自身を考えず、（そして当然）知らず、その為に自身の価値観、存在、考えに自信が持てず、他の何かを基準に自分の価値、幸不幸を計り、何かが「新しい、良い」と誰かが言えばそれになびき、若年者にバカにされない為に、何でも同調し、理解のある所を見せようとする（最近の社会、教育学者、新聞各紙などのように）。それが更に若年者にバカにされ、彼らの愚かな部分を助長させるだけであるのに。「女子高生ブーム」などといった少し前の流行りも結局は、自分の価値観や生き方に自信の持てない人間（主にオッサン）が騒いでいるだけの話で、それでいい気になる女子高生も同じ事だと思えます。（平成十年四月二十日、二二三頁）

私の罪とは、厳密に言えば被害者の命を奪った事より、彼らが彼ら自身の真実に気付き得た可能性を奪った事にあります。人間がその自己の真の目的に気付く潜在能力を有している。その事こそが万人に平等にある「人が人としてある」天賦の権利、「人權」であると思えるのです。……（平成十年五月十日、三二三頁）

仏教が本来は殺人だけではなく殺生全般を不善Ⅱ悪とみなしていることを考慮に入れると、直接的あるいは間接的に様々なレベルで殺生を犯さざるを得ない現代日本の我々にとって、殺生全般を不善Ⅱ悪とみなす立場で発言しても容易に受け容れられず、現実的とは言い難い。それに、動物と植物の境界が昔ほど明確でないこともまた、その問題を難しくしている。しかし人を殺害するということにのみ限定すれば、それを悪と見なす根拠として陸田真志被告人が「私の罪とは、厳密に言えば被害者の命を奪った事より、彼らが彼ら自身の真実に気付き得た可能性を奪った事にあります」と語るのを読むとき、その発言はきわめて説得力をもって我々に訴えかけてくる。S Mクラブのような風俗店で働き、その経営者と店長を殺したうえでコンクリート詰めにして海に沈め、そしてS Mクラブを乗っ取った

ほどの陸田真志被告人が、自己の価値に気づいたと言うとき、我々は釈尊の時代のアングリマールを思い起こさずにはいられない。その彼が他者もまた、たとえ今現在はあるような行為をなしていようと、同様に自らの価値に気づく可能性（＝潜在能力）を持っていると主張するとき、その意見をくつがえすほどの反証を見つけるのは難しい。

ここで、さらに別の観点から考察するために、誘拐殺人により一九九五年に死刑を執行された木村修治死刑囚が、生前、自分の犯した罪についてどのように感じるにいたったか見ることにしよう。木村修治死刑囚は一九八〇年一月に名古屋の女子大学生を誘拐して殺害した罪で、死刑判決を受け、最高裁にて上告を棄却されて死刑が確定したが、その前後から書き始めた手記（『本当の自分を生きたい』インパクト出版会）の中で、次のように述べている。

自分の醜い感情を封じこめていい人間を演じて、何も実りはしないのだ。私は優しさとか人を愛するということを勘違いしていた。人間には、錯覚したい部分がある。一番愛しているのは自分ではない誰か、なのだと……。そう錯覚することと自分を悪いことだとは思わない。が、人が一番愛しているのは自分である。そして本当に人を愛するには、まず自分を愛さなければならない。自分を愛するとは、自分を生かすことであり、自分が自分として、人間が人間として生きていくことだ。自分の中にある醜い感情にも面と向かっていけば良い。自分らしく生きることが大切なのだ。自分らしくといっても、それはもちろん、「他人を否定することではなく、他人を肯定した上で、自分を生きていく」ということだ。（三五五頁）

木村修治死刑囚のこの文の直前には「怨恨会苦」や「求不得苦」という語が見られ、この文も仏教の影響を受けたうえでの意見である可能性がある。しかし、そのことを差し引いても、身代金目的の誘拐殺人を犯した人物が、その後十年近く考えて到達した結論だけに、たんに本人が仏教を学習してその理論のつかっている以上の、実感があっ

たものと思われる。

以上の二人、陸田真志被告人の書簡と木村修治死刑囚の手記に共通するのは、殺人という罪を犯した根源に、自分が自分の価値に気づくことがなかったということを挙げていることである。そして、彼ら自身、自分の価値に気づいたことによって、かえって罪の深さを自覚し、被害者に対する罪悪感を感じるようになったということである。先に、仏教においては、自分こそが最も大切であるから、自分自身との類推によって他者の心を推理して、それを根拠に殺生を禁じるという立場を確認した。さらに、自分自身を知るという一見簡単そうながらが、実はそうではないという、実践上の問題があることも確認した。陸田真志被告人の書簡と木村修治死刑囚の手記は、そのことの妥当性を裏付けるものと考えられる。

では、以上の点を確認したうえで、次に『現觀莊嚴論』へと目を移すこととしよう。

四 『現觀莊嚴論』における善と惡

おそらく五世紀頃に瑜伽行派の伝統の中で作られたと思われる『現觀莊嚴論』が、善と惡の問題に言及するのは、いちおう第一章第五項であるとみなすことができる。この第一章は、仏の智慧である一切相智性を得るための実践項目などについてまとめた章であり、その第五項は「行の対象」をトピックとしている。まずは、その本文を見ることがしよう。

対象は一切法である。それらは、さらに、善など、

世間的な證得と呼ばれるもの、出世間的とみなされるもの、（四〇）

有漏〔法〕と無漏法、有為と無為、

弟子と共通の法、牟尼に独特（不共）の〔法〕である。⁽⁸⁾（四一）

『現観莊嚴論』の代表的な註釈者であるハリバドラによれば、ここで「善など」と説かれているものは、「善と、不善すなわち悪と、無記すなわち善悪どちらでもないもの」である。それぞれ具体的には、善は出家生活（*śrāmaṇyatva* 沙門性）など、不善は殺生など、無記は善悪どちらでもない身体的行為などである。それらは行において、それぞれ「受け入れるべきもの（*upadeya*）」、「放棄すべきもの（*pariyāga-sāhānyā*）」、「捨て置くべきもの（*upekṣā-sāhānyā*）」として観察すべきであると規定されている。そして、それらを対象としつつ、幻の如くであるとありのままに證得することによって、行が完成する。⁽⁹⁾

ここで注目すべきことは、善はもちろんのこと、殺生などの悪もまた行の対象となるということである。ただし、もちろん、それを放棄すべきものであると観察することによってであるが。

ところでハリバドラは、その次の第六項「行の目標」の註釈の中で、対象と目標の違いについて、アーリヤ・ヴィムクティセーナを引用しながら説明している。

目標は対象と何が異なるのか。

対象は現在時のものであり、身近にあるものである。一方、目標は将来のものであり、遠方のものである。⁽¹⁰⁾
〔前者は〕矢をつがえ、〔後者は〕的を射るのに似ている。

「対象は現在時のものであり、身近にあるものである」というこの説明から、殺生などの悪は、修行者がいまだ自ら行なう可能性のある行為であると考えられる。修行者は、今現在の自分にある殺生などを行なう可能性を「放棄す

べきもの」とみなしつつ修行を進めるのである。ただし『現觀莊嚴論』にしてもハリバドラにしても、それを「放棄すべきもの」とみなす根拠を明記してはいない。しかし先に見たような仏教一般の考え方がそこでもなされていると考えてよからう。

ところで『現觀莊嚴論』の全体の構造は、修行者が声聞と独覺の智慧である一切智性と、菩薩の智慧である道智性と、仏の智慧である一切相智性それぞれの形相を聴聞、思惟、修習して、それらに自在になり、堅固さを得て、ついには仏になるという実践構造を描いている。そして、法身を得て仏になった段階で、他の人々を自分と同じ高みにまで引き上げるべく永遠に努力し続ける。自ら仏になるための、このような実践過程の中で修行者は、自分が直接歩むコースではないものの、声聞と独覺の智慧である一切智性の内容も学ぶことになっている。しかも大乘の立場からすれば、この一切智性は小乗のものであって、劣ったものとして位置づけられている。いわば自分とは異質の者、しかも自分よりも劣っていると考えられる者の「形相」つまり「ものの見方」を自らも学ぶのである。

以上の二点、すなわち、修行者は現在の自分の内にある悪を対象として、それを放棄すべきものと観察しつつ、その方向で行を進めるという点と、修行者は直接自らが歩もうとするコースより劣っているとされるコースであっても、それを歩もうとする他の人々のために学ぶという点が、目下の私たちの考察、とりわけ利他殺人の問題についての考察に参考になるものと思われる。

修行者が仏となって、衆生をそれぞれの機根に応じて解脱させるとは言っても、それは強制的にそのようなことが可能であるわけではない。あくまでもそれぞれの衆生の状況にに応じて、適切な説法を施して「指導」する以上のことをするわけではない。そのため、あらゆる状況を学習するわけである。ところが利他殺人とは、殺す相手を強制的に

「悪の道から救いとる」ことを意味する。しかも現代日本人の多くが信じていない来世において。もしそのようなことが可能であるのなら、はじめから最高の境地に強制的にいたらしめることも可能はずである。しかしそれが可能でないということは、たとえ相手を殺したとしても、その相手が来世で救われるであろうことを全く保証しないこととなる。このように考えるとき、『現観莊嚴論』の実践構造は、利他殺人があり得るということを否定するための根拠となり得よう。

五 結 論

「なぜ人を殺してはいけないのか？」このような問いを誰か少年から投げかけられたならば、以上のような考察をもとに私は次のように答えるであろう。

- 1、人は自分では気がついていないことが多いが、真実の自己とも呼ぶべき、自己の価値を持っている。
- 2、その自己の価値を求め、そのための努力が実ったとき、悪の可能性を大いに秘めた「以前の自分」と、自己の価値を知ったのちの「覚醒した自分」の両方を体験したことになる。
- 3、「覚醒した自分」から「以前の自分」を眺めたとき、おそらくそれは例えようもないくらいに愚かであろう。しかし、どれだけ愚かであったとしても、それを乗り越えることができたという経験から、自分の周りの人間が以前の自分のように、たとえ今はどれだけ愚かであったとしても、それを乗り越えることができるに違いないという信念を持つことができるであろう。

- 4、人を殺すということは、その人が持っている、その人自身も気づいていない真実の自己とも呼ぶべき、自己の価

値を、その人が発見する可能性を奪うことである。

5、今現在、悪をなしている、あるいは将来にわたっても悪をなすであろう人間を殺したほうが、その人のためになるであろうという「利他殺人」の思想は、以上の観点から否定される。

注

- (1) オウム真理教が無差別テロを起こした思想的背景について、哲学者の中村雄二郎氏は『日本における悪と罪』（新潮社、一九九八）の中で、日本思想の中に元々あった、他者性を欠如した「誠」や「至誠」に絶対的価値を置く考え方の影響を指摘している。
- (2) 大正三十巻、五一七中；*Bodhisattvabhūmi* (ed. by U. Wogihara), pp. 165-166.
- (3) 大正十八巻、三九中。
- (4) *Gūhyasamūcānta* (ed. by Y. Matsumaga), p. 26；『松長有慶著作集』第五巻、法蔵館、一九九八年、四一八頁。
- (5) 筆者はその番組を直接見たわけではないが、中島尚志『サリン』（黙出版、一九九九年、二七〇頁）によると、一九九七年八月末頃のTBS『ニュース23』の夏休み特集に出演した高校生男子生徒の発言である。なお、その一年後に、永井均・小泉義之『なぜ人を殺してはいけないのか？』（河出書房新社、一九九八年）というタイトルの本も出版されるほどの影響があった。
- (6) 桂紹隆「ダルマキールティ『他相続の存在論証』」『広島大学文学部紀要』43、一九八三年、一〇二―一二〇頁。
- (7) 『四分律』（大正二十二巻、七九三中）；*Mahāvagga* (ed. by H. Oldenberg), p. 23.
- (8) *Abhisamayālaṅkāṭīkā* (ed. by U. Wogihara), p. 79 ll. 5-8).
- (9) *Abhisamayālaṅkāṭīkā* (ed. by U. Wogihara), p. 78 l. 16-p. 79 l. 2).
- (10) *Abhisamayālaṅkāṭīkā* (ed. by U. Wogihara), p. 83 l. 25-p. 84 l. 1).